

# パワハラは 人権侵害 パワハラは撲滅しよう!

過去3年間に  
**4人に1人**が  
パワハラ被害に  
遭遇!  
※2012年厚労省調査

- 挨拶しても無視する、仲間外れにする
- 会議に出席させない、皆での食事会に誘わない



- 終業間近に仕事を押し付ける
- 膨大な業務を指示する
- 毎日、単純作業ばかりさせる



- しつこく結婚をすすめる
- 交際相手についてネチネチと聞く
- 休暇を取らせない



- 人前で大声で叱責する、ひどい言葉をあびせる
- 丸めた書類などで頭を小突く



パワハラ事例の参考、厚労省ホームページ

誰でも、  
被害者になり、  
加害者にもなります



パワハラ受けたと回答した20代のうち20パーセントが退職を選択。  
参考:厚労省「あかるい職場応援団」ホームページ



一人で我慢しないで必ず労働組合に相談しましょう。解決の糸口は必ずあります。



パワハラは労働者の心の健康悪化はもちろん、職場の労働者の仕事への意欲が低下、業績悪化につながることから、施設にとって大きな損失!

“これってパワハラ?”って  
思ったら労働組合執行部まで

